

第 5 次大船渡市男女共同参画行動計画の施策体系について

1 第 5 次計画で目指すまちの姿

男女共同参画社会の実現は、性別や年齢などにかかわらず、誰もが自分らしく活躍できる社会であるとともに、そのような「まち」は誰もが暮らしやすい「まち」であるといえることから、目指すまちの姿を次のとおりとします。

誰もが自分らしく活躍し、暮らし続けたいと思えるまち大船渡

2 基本目標

第 4 次計画の進捗と成果や、市民・事業者アンケート調査などの検証結果で顕在化した重要な課題の解決に向け、地域社会、家庭、職場の 3 つの側面から次の基本目標を設定し、重点的に取り組む分野を明確化しました。

顕在化した重要な課題	基本目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会通念・慣習・しきたりなどに残る、性別による固定的な役割分担意識の払拭 ・ 多様な性的指向・性自認への理解促進 	基本目標 1 自分らしさが輝く地域社会の形成
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家事・育児・介護に係る家庭における女性の負担の軽減 ・ DVや生活困窮の解消に向けた取組強化 	基本目標 2 パートナーと支え合う家庭生活の実現
<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーク・ライフ・バランスの改善 ・ 働きやすい職場環境づくり 	基本目標 3 安心して働ける魅力ある職場環境づくり 【女性活躍推進法に基づく推進計画】

- (1) 基本目標 1 「自分らしさが輝く地域社会の形成」においては、地区づくりの場など、身近な環境における女性活躍機会の増大を促進するとともに、女性のみならず、男性も含めた意識啓発に取り組むほか、多様な性的指向・性自認への理解を促進するため、3 つの具体的取組を展開します。
- (2) 基本目標 2 「パートナーと支え合う家庭生活の実現」においては、家庭内で家事・育児・介護の分担・協力を促す実践機会の拡大に取り組むほか、DVによる被害や生理の貧困など生活上の問題を解消する相談支援を行うため、3 つの具体的取組を展開します。

(3) 基本目標3「安心して働ける魅力ある職場環境づくり」においては、女性の正規雇用率の向上など事業者に対する働きかけのほか、女性のキャリアアップ支援、ワーク・ライフ・バランスの改善などを図る5つの具体的取組を展開します。

また、第4次計画と同様に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づく市町村推進計画として位置付けます。

3 第4次計画と第5次計画の比較

(1) 第4次計画では、4つの基本目標、22の具体的な施策としていたものを、第5次計画では3つの基本目標、11の具体的取組に整理しました。

(2) 第4次計画における、基本目標1「② 個性や能力を尊重する男女平等教育の充実」と「④ 国際交流・多文化共生社会の推進」については、市民アンケート調査において、教育分野は性別や年代にかかわらず「男女平等」と答えた人の割合が高く、現状の取組で十分な成果を得られていることから、重点化を図る第5次計画への登載を見送ります。

(3) また、基本目標4の、福祉・健康に関する2つの基本目標について、介護・福祉サービスは、法令に基づく取組で、性別による不均衡はないと考えられることから、計画登載を見送ります。

(4) 基本目標1の意識啓発や、情報の収集・提供などの3項目は、その効果をより高めるため、第5次計画においては、それぞれの具体的取組と連動して意識啓発を行うこととし、個別の取組としての登載は行わないこととしました。